

65歳未満の配偶者がいらっしゃる場合にのみ、配偶者への加算がされますが、支給後にご結婚されても加算はされませんでした。

●改正で変わる点

今回の改正により、支給後でも該当する配偶者、お子様がいらっしゃる状況になれば、加算が開始されるということになります。

●西尾はこう思います

手続き等の詳細はまだわかりませんが、障害をお持ちの方の生活が少しでも楽になればと思います。

厚生労働省は、「年金制度は保険事故が起きたときの所得保障をするもので、受給後の状態変更については対応していない。これについて、受給権発生後の生活状況の変化にも所得保障を行ってほしいというご意見があり、議員立法で提案されたようだ」と説明しています。

障害年金を受給される方は平成20年度末に約182万3000人で、今回の法案成立で新たに約7万人が加算対象になると見込まれ、厚労省は、来年4月の施行を目指しているそうです。

以前にも書いたことですが、遺族基礎年金の支給を受けることができるのは、『子』、『子のある妻』のみです。

ご夫婦で自営の場合、万が一奥様が先立たれて、18歳未満のお子様がいらっしゃったとしても、旦那様には遺族基礎年金は支給されず、お子様もお父様に養育されている場合は年金が支給停止になります。

「子のある夫」にも、支給が必要な場合には、遺族基礎年金を支給してもよいのではないか、と考えます。

★トピックス ～平成22年度の国民年金保険料～

どうも、すみませんでした！

4月15日号(86号)の平成22年度改正点。

毎年上がる国民年金保険料を、忘れておりました！

平成22年度、国民年金保険料15,100円になります。

平成21年度は、14,660円でしたので、440円のアップです。

5月末が納付期限です。

~~~~~編集後記~~~~~

今年も、空豆の季節がやってまいりました。

だいぶ前から、デパ地下の野菜売り場で見かけるようになっていたのですが、この頃100グラム75円を割り込みやっとお手ごろになってまいりました。

ご存知のように、空豆の莢は食べられませんが、嵩高いです。

そして、あの莢もグラムには入っています。

ですから、空豆の500グラムなんて、莢を剥けばほんのちょびつとです。

とても、100グラム100円以上では手は出せません。

何といっても、ビールのお相手であって、メインディッシュではないですからね。

でも、剥きたての空豆をさっと塩茹でにして

でも、刺さたての空豆をさつた塩茹でにして  
アツアツのプルプルをお相手にクリアアサヒを！  
\*この頃、クリアアサヒが気に入っています。  
まさに、初夏のだいご味です。  
くーっ、ゴールデンウィークもこれで決まりです！

~~~~~

年金についてのご相談なら

西尾雅枝社会保険労務士事務所
社会保険労務士 & 年金コンサルタント
西尾雅枝
〒604-8155
京都市中京区錦小路通室町東入ル
占出山町308 ヤマチュービル2F N10
電話&FAX(075)241-4586
メールinfo@nishio-sr.com

WEBサイト<http://www.nishio-sr.com>

ブログ<http://nishiosr.weblogs.jp/nishio/>

このメールマガジンの無断転載・転用は固くお断りいたします。

働くあなたの公的年金 & 保険知っ得情報

発行システム:『まぐまぐ!』<http://www.mag2.com>

配信中止はこちら』<http://www.mag2.com/m/0000180112.html>
